

和解することについて

市が管理する霧島市浜之市ふれあいセンターが物損被害を受けたことに関し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年6月7日提出
霧島市長 中 重 真 一

記

1 和解の相手方

住所 ***

氏名 ***

2 被害の内容

発 生 日 令和4年2月19日

被 害 箇 所 霧島市隼人町真孝390番地

霧島市浜之市ふれあいセンター

被害を受けた物 ポーチ柱 1本

3 和解の内容

- (1) 和解の相手方は、本市に対して総額1,170,000円の支払義務を負うことを確認する。
- (2) 和解の相手方は、本市に対して既に支払った20,000円を除いた1,150,000円の損害賠償額について、令和4年7月から令和5年6月までは毎月10,000円を、令和5年7月から令和8年4月までは毎月30,000円を、令和8年5月は10,000円をそれぞれ毎月月末までに支払うこととする。
- (3) 和解の相手方の支払いが滞り、未払額が30,000円を超えた場合には、当該相手

方は期限の利益を失い、1,170,000円から既払額を除いた額を直ちに支払う義務を負うものとする。この場合において、期限の利益を失った日から完済に至るまで、年14.6%の割合による遅延損害金を加算することとする。

4 和解の理由

本件は、本市の損害賠償請求に対して和解の相手方が応じることから、和解しようとするものである。

(提案理由)

相手方の過失により生じた霧島市浜之市ふれあいセンターの物損被害に関して、損害賠償請求額を相手方が支払うことに応じたため、和解することにつき議会の議決を求めるものである。

霧島市浜之市ふれあいセンターポーチ柱補修費積算表

No.	名 称	数 量	単 位	単価 (円)	計 (円)
1	屋根及び梁ジャッキアップ作業				
	9尺パイプサポート 1ヶ月リース代	5.0	本	260	1,300
	油圧ジャッキ リース代	2.0	個	3,000	6,000
	普通作業員	2.0	人工	20,000	40,000
2	柱取替作業				
	正角材 150*150*3.0 仕上加工共	1.0	本	20,000	20,000
	大工手間	4.0	人工	27,000	108,000
	建築及び補強金具類	1.0	式	300,000	300,000
	塗装 材工共 糸幅 150mm	21.6	m	2,000	43,200
3	その他工事				
	屋根小壁損傷部修繕 他	1.0	式	300,000	300,000
4	諸経費				
	一般管理及び現場管理費	1.0	式	245,136	245,136
小計					1,063,636
消費税 (10%)					106,364
合計					1,170,000

霧島市浜之市ふれあいセンター位置図

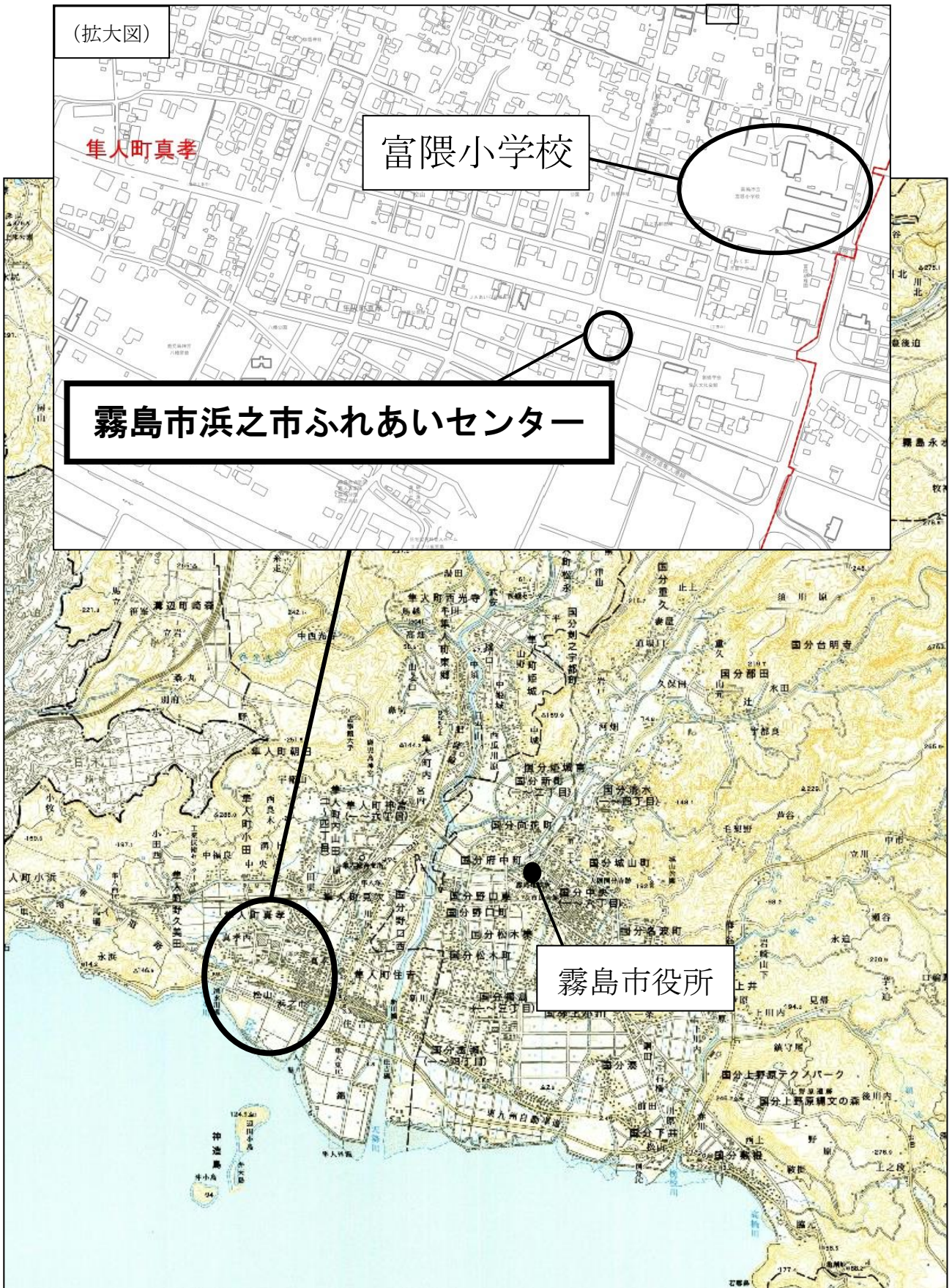
(拡大図)

隼人町真孝

富隈小学校

霧島市浜之市ふれあいセンター

霧島市役所



霧島市浜之市ふれあいセンター平面図

